

学校給食における食物アレルギー対応について

日頃より、学校給食における円滑な運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。本校では生徒の安全を第一に考え、下記のとおり対応していきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 対象者決定基準

次の二つの基準に合う場合に対応します。

(1) 医師により、食物アレルギーと診断されている。

*医師による学校生活管理指導表を学校に提出していただきます。

(2) 学校給食の中で、除去食の提供が可能である。

*お子さんの病状や原因食物の数、食品の特性、調理の過程や学校の実情等で実施できない場合もあります。

2 対応内容

- (1) 原則として除去食のみの対応とします。代替食、量・加熱の有無による調整は致しません。
- (2) 除去する食材の代金は返金致しません。
- (3) 教室での原因食物混入の危険があるため、除去食が提供される日の給食のおかわりは一切できません。
- (4) 除去食対応により栄養が著しく不足する場合は、弁当の持参をお願いします。

3 対応までの流れ

